

## 随意契約理由書

本契約は、堺北1待機宿舎に設置されている昇降機の電源基板等制御部品及び西成警察署に設置されている昇降機のコンペンチェーン等の部品の交換工事を行うものである。

当該機器は、すべてにおいて製造業者独自の技術・仕様により構築されており、工事に際し機器相互間の整合性を考慮する必要があります。

このため、工事を施工できる者は、既存の機器に適合した部品を保有し、工事に際して機器の構造・使用、性能等を熟知した製造設置業者である日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社のほかになく、同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われまので、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。